

議第181号

京都市文化事業基金条例の一部を改正する条例の制定について
京都市文化事業基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市文化事業基金条例の一部を改正する条例
京都市文化事業基金条例の一部を次のように改正する。
題名及び第1条を次のように改める。

京都市文化芸術振興基金条例

(設置の目的)

第1条 市民の文化の発展及び文化芸術の振興に寄与する事業（以下「事業」という。）の実施に必要な財源に充てるため、京都市文化芸術振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

第5条中「に要する費用」を「の実施に必要な財源」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により必要な財源に充て、なお剰余金があるときは、基金に積み立てるものとする。

第6条中「に要する費用」を「の実施に必要な財源」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月29日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 京都市音楽芸術振興基金条例

(2) 京都市文化ボランティア基金条例

提案理由

京都市文化事業基金の名称及び設置の目的を変更する等の必要があるので提案する。